

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部都市計画課 No.020

処 分 名	地区まちづくり協議会の認定
処 分 の 概 要	地区の住民などが主体となって行う地区まちづくりを行うための団体として、市が認定基準に基づき団体を認定します。
根拠条例等・条項	春日部市都市計画手続条例（平成 24 年条例第 35 号）第 13 条第 1 項 春日部市都市計画手続条例施行規則（平成 24 年規則第 69 号） 第 32 条第 1 項
審 査 基 準	条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、設定できません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階都市計画課窓口への提出
備 考	<a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/keikaku/chikumachi-keikaku.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/keikaku/chikumachi-keikaku.html</a>

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市都市計画手続条例

(地区まちづくり協議会の認定)

第13条 市長は、規則で定める要件を満たす団体を地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定を行ったときはその旨を公表するとともに、当該団体の代表者に通知し、当該認定を行わなかったときはその旨及び理由を当該団体の代表者に通知しなければならない。

■春日部市都市計画手続条例施行規則

(地区まちづくり協議会の要件等)

第32条 条例第13条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 活動の目的が条例の目的に適合し、かつ、明確であること。

(2) 地区まちづくりを行おうとする区域(以下「区域」という。)をあらかじめ定めており、かつ、その設定が合理的であること。

(3) 活動の計画を定めていること。

(4) 設立の目的及び趣旨について地区住民の10分の1以上の同意を得ていること。

(5) 5人以上の地区住民を含んでいること。

(6) 会則、規約等の定めがあること。

(7) 代表者、会計等の役員を定めていること。

(8) 地区住民が協議会の活動に参加する機会があること。

2 条例第13条第2項の規定による申請は、地区まちづくり協議会認定申請書(様式第10号)に前項各号に掲げる要件を満たしていることを証する書類を添えて行わなければならない。

3 条例第13条第3項の規定による通知は、地区まちづくり協議会認定等決定通知書(様式第11号)によるものとする。